

住民税または軽自動車税 還付のお知らせ

住民税（特別区民税・都民税）または軽自動車税に還付金が発生しましたので、お知らせいたします。

【振込までの流れ】

1. 請求書兼支払口座振替依頼書（以下「請求書」）に記入・押印
2. 返信用封筒（緑色）に封入しポストへ投函
3. 納税課へ到着後約 1 か月で振込

【請求書の記入について】

公金受取口座への振込をご希望される場合→裏面へ

通常の金融機関口座への振込をご希望される場合

- (1) 下記を参考に請求書太枠内の部分に記入してください。
訂正がある場合、2本線で消し、その上に押印してください。

※消せるペンは使用しないでください。

- (2) 朱肉を使用する印かんで押印してください。

※全て同じ印かんでご使用ください。

請求書金額のとおり請求します。
なお、上記金額を下記口座にお振込みください。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

振込先

金融機関名	〇 〇	銀行・信用金庫 信用組合・農協	〇 〇	支店
金融機関コード	支店コード (ゆうちょ銀行は店番3桁)		支店	
預金種別	1. 普通預金	2. 当座預金	4. 貯蓄	
口座番号 (左詰め)	1 2 3 4	5 6 7	住所 〒132-8501 江戸川区中央1-4-1	
口座名義カナ	ノウゼイ	タロウ	電話番号 03(5662)6345	
口座名義名	納税 太郎		氏名(名称) 納税 太郎	
請求金額	¥32,000		納税 太郎	

納税

納税

必ず押印してください。

同じ印

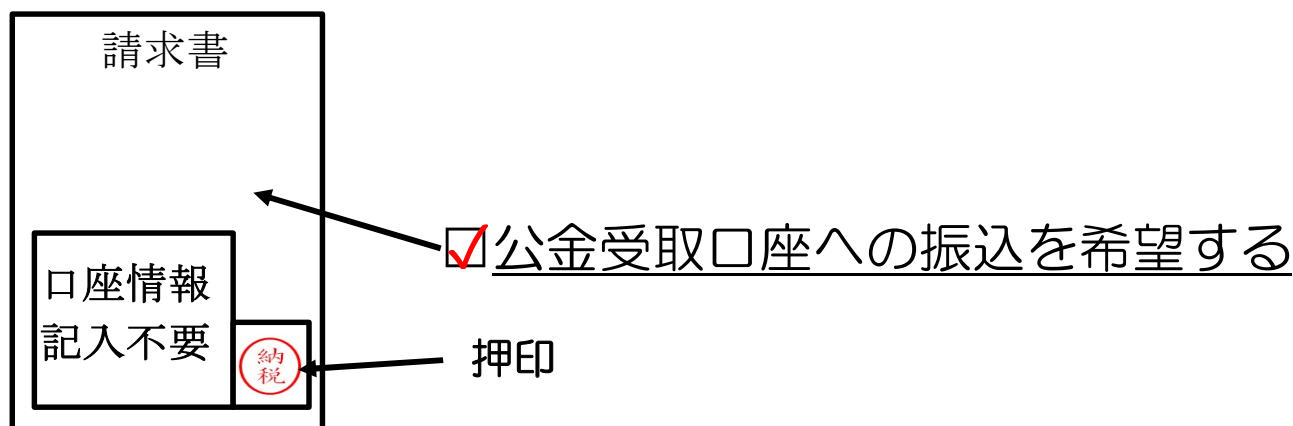
※ 請求者自身の口座をご記入ください。

※ 法人の場合は、代表者職氏名をご記入のうえ、代表取締役の印を押してください。

※ご本人様以外の口座に振込をご希望される場合は、委任状が必要です。
お問い合わせください。

公金受取口座への振込をご希望される場合

請求書の口部分にチェックし、押印してください。



※口座情報の記入は不要です。

請求書に別口座が記載されている場合、公金受取口座を優先いたします。

※今後新たに還付金が発生した場合は、請求手続きは不要となります。

「過誤納金還付通知書」の送付後、約2週間でお振込みいたします。

<公金受取口座とは？>

マイナンバーとともに、事前にマイナポータル等から登録しておく預貯金口座です。

今後の緊急時の給付金や還付金等の申請において、書類への口座情報の記載等が不要となり、迅速なお振込が可能となります。

【区HP（還付について）】

【Translated version】

<問い合わせ先>

〒132-8501 江戸川区中央 1-4-1
江戸川区役所 納税課収納推進係
電話 03-5662-6345



※お問い合わせの際は、書類右上の「整理番号」をお伝えください。